



長野県報

3月31日(木)
平成17年
(2005年)
第1647号

目 次

規則

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員サポート課）	3
長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境自然保護課）	3
長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則（環境自然保護課）	4
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	4
長野県短期大学学則等の一部を改正する規則（教育振興課）	5
長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則（教育振興課）	6
産業教育手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（教育振興課）	7
教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（教育振興課）	7
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育振興課）	13
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育振興課）	14
不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	14
職員の苦情の処理に関する規則（人事委員会事務局）	14
職員の分限に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	15

告示

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱（コモンズ・地域政策チーム）	16
地域づくり総合支援事業補助金交付要綱の廃止（市町村課）	18
社会福祉施設整備民間資金差額補助金交付要綱（平成9年長野県告示第561号）の一部改正（厚生課）	18
長野県西駒郷の指定管理者の指定（障害福祉課）	18
小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和50年長野県告示第214号）の一部改正（青少年家庭課）	18
結核予防法に基づく指定医療機関の指定辞退（保健予防課）	22
結核予防法に基づく医療を担当する機関の指定（保健予防課）	22
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（水環境課生活排水対策室）	23
中小企業融資規程（昭和52年長野県告示第176号）の一部改正（産業振興課）	23
公共測量の終了（2件）（監理課）	27
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（5件）（道路維持課）	27
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	28
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	29
急傾斜地崩壊危険区域の指定及び関係図面の縦覧（砂防課）	29
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	30
建設企業合併・連携推進支援補助金交付要綱の廃止（監理課）	30
議会関係長野県個人情報保護条例施行規程（議会事務局総務課）	31
昭和39年長野県教育委員会告示第9号（教科用図書の採択地区の設定）の一部改正（教学指導課）	38
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	38
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	39
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	40
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	41
政治資金規正法に基づく指定の取消しの届出（選挙管理委員会）	51
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	52
長野県収入証紙売りさばき人の名称、住所及び売りさばき場所の変更（会計課）	52

地方自治法に基づく規約の変更許可（市町村課）	53
昭和44年長野県公営企業告示第1号（地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関の指定）の一部改正（企業局総務課）	53
昭和62年長野県公営企業告示第3号（地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に基づく収納取扱金融機関の指定）の一部改正（企業局総務課）	53
長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報（教育振興課）	53
長野県監査委員事務局の組織に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部改正（監査委員事務局）	53
漁業法に基づく指示及び長野県内水面漁場管理委員会指示の廃止（園芸特産課）	53

公 告

災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定（危機管理・消防防災課）	54
長野県土地利用基本計画の変更及び土地利用基本計画図の縦覧（企画課）	54
特定調達契約に係る一般競争入札（情報政策課統計活用室）	54
一般競争入札（2件）（管財課）	55
都市計画の図書の写しの縦覧（水環境課生活排水対策室）	57
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	57
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	57
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	57
県営土地改良事業の事業計画の縦覧（土地改良課）	58
土地改良区の解散認可（土地改良課）	58
農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止（農村整備課）	58
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農村整備課）	58
都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）（都市計画課）	58
土地区画整理事業の事業計画の終了認可（都市計画課）	59
土地区画整理事業の事業計画の変更認可（3件）（都市計画課）	59
土地区画整理事業の施行者の変動の届出（都市計画課）	60
県営住宅の入居者募集（住宅課）	60
土地改良区役員の就退任の届出（土地改良課）	61
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（農村整備課）	61
一般競争入札（河川課）	62
指定給水装置工事事業者の指定（水道課）	62
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活保安課）	62
土地改良事業計画書等の縦覧（土地改良課）	63
一般競争入札（2件）（道路維持課）	63
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告（監査委員事務局）	66

訓 令

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部改正（高校教育課・自律教育課）	75
平成17年4月1日付け別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）	75

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第33号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、職員に対する被服の貸与の状況等を勘案して、被服を貸与することが適当でないと認めるときは、当該職員は、同項の貸与対象者としない。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、財産管理者が総務部長に協議の上その返納を要しないものと認める場合には、この限りでない。

別表の2に次のように加える。

(18)	歴史館において図書の貸出業務に従事する職員	作業上衣	2着	3年	
(19)	歴史館において考古資料及び文献史料の収集保存業務に従事する職員	作業服	1着	2年	
		夏期用作業シャツ	1着	2年	
		長ぐつ	1足	2年	考古資料の収集保存業務に従事する職員に限る。
(20)	歴史館において放射線技術業務に従事する職員	白衣	2着	2年	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する

職員サポート課

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第34号

長野県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号のケ中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第3条第1項」を「第5条」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区」に改め、同号のチ中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第57条第1項中「県又は」を「県若しくは」に、「市町村。」を「市町村）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第1項の規定により都市計画の決定若しくは変更をする市町村（」に、「いう。）で」を「総称する。）で」に改める。

別表第1の1の項の第2種事業の要件の欄の(3)中「もの及び自動車専用道路」を「もの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第3号のチの改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

環境自然保護課

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第35号

長野県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則
(長野県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 長野県立自然公園条例施行規則(昭和35年長野県規則第53号)の一部を次のように改める。

第7条第11号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改め、同条第60号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第10条第10号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。
(長野県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)の一部を次のように改める。

別表第1の1の(3)のニ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同表の4の(4)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

別表第3の1の(9)中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同表の9の(6)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

(長野県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正)

第3条 長野県希少野生動植物保護条例施行規則(平成15年長野県規則第63号)の一部を次のように改める。

第6条第4号の中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同号のタ中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第20条第1項第1号のス中「第86条第3項」を「第141条第3項」に改め、同項第10号のク中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第22条第7号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第29条第1項第2号のオの(ウ)及び第30条第2号のイの(イ)中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

環境自然保護課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第36号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改める。

第72条中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改める。

第137条の次に次の1条を加える。

(政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続)

第137条の2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、この規則に定める随意契約の手続とするものとする。

第169条第2項第3号及び第198条第2項第3号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表第1の12中「阿南少年自然の家」を「阿南少年自然の家 長野県立歴史館」に改め、同表の13中「臼田警察署」を「南佐久警察署」に改める。

別表第4の17公有財産購入費の項中「登記簿謄本・登記簿抄本」を「登記事項証明書」に、「地籍測量図」を「地積測量図」に改める。

別表第5中「明治32年法律第24号」第17条を「平成16年法律第123号」第14条第1項又は第4項に、「地図の」を「地図又は地図に準ずる図面の」に改める。

様式第1号の土地総括表の表中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

課長	管理係長	収税係長	照合
----	------	------	----

現金出納簿(滞納整理出張復命)」

を「現金出納簿(滞納整理出張復命)」に、

払込番号	引 繼

を

払込番号	引 繼	照 合

に改める。

様式第88号中

所長	副所長	課長	管理係長	係長	係員

(備考) 決裁欄は、課又は所の実状に応じて適宜区分すること。

」

を

決裁権者	決 裁 回 議

に改める。

「

主管課 (係)
購買担当課 (係)

」を「

主管課
購買担当課

」に、

「

課 係		
」を「 <table border="1"><tr><td>課</td></tr><tr><td>」に、「一に」を「い</td></tr></table>	課	」に、「一に」を「い
課		
」に、「一に」を「い		

ずれかに」に、「購買担当課(係)」を「購買担当課」に、「主管課(係)」を「主管課」に改める。

様式第199号及び様式第200号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第201号及び様式第207号中

「

課 長	係 長	係

」を

「

決裁権者	決 裁 回 議

」に改め、

「(備考) 決裁欄は、課又は所の実状に応じて適宜区分すること。」を削る。

様式第211号中

「あなたが、この処分について不服があるときは、地方自治法第238条の7及び行政不服審査法の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事(総務大臣)に対し書面で異議申立て(審査請求)をすることができます。(審査請求は、なるべく当所を経由して提出してください。)

を

「

1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で異議申立て(審査請求)することができます。(審査請求は、なるべく当所を経由して提出してください。)
2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立て(審査請求)をした場合には、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過する日までに、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

「(備考) 知事がした処分における不服申立ての教示には、異議申立てについての決定を経た後(ただし、①異議申立てをした日の翌日から3月を経過しても決定がないとき、②その他決定を経ないにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも)、総務大臣に対し書面で審査請求をすることができる旨を記載すること。」

に改める。

様式第214号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

「

課 長	係 長	係

」を

「

決裁権者	決 裁 回 議

」に改め、

「(備考) 決裁欄は、課又は所の実状に応じて適宜区分すること。」を削る。

様式第222号及び様式第223号中

「

係	事 務 擔 當 者

」を「

事 務 擔 當 者

」に改める。

様式第225号、様式第245号、様式第247号から様式第249号まで及び様式第253号中

「

課 長	係 長	係

」を

「

決裁権者	決 裁 回 議

」に改め、

「(備考) 決裁欄は、課又は所の実状に応じて適宜区分すること。」を削る。

様式第267号中「

課 長	係 長	係

」を

「

決裁権者	決 裁 回 議

」に改め、

「(備考) 決裁欄は、課又は所の実状に応じて適宜区分すること。」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

会計課

長野県短期大学学則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第37号

長野県短期大学学則等の一部を改正する規則

(長野県短期大学学則の一部改正)

第1条 長野県短期大学学則(昭和36年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「聴講生」を「科目等履修生、特別聴講学生」に改める。

第11条の2の次に次の1条を加える。

第11条の3 前2条に定めるもののほか、単位互換協定に基づき学科の学生が他の大学、高等専門学校又は外国の大学（第29条の2第1項において「他の大学等」という。）において履修し、又は学修した学科の単位の修得の認定については、学長が定める。

第13条第5号中「大学入学資格検定規程」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程」に、「より文部科学大臣の行う」を「よる」に、「者」を「者を含む。」）に改める。

第22条第7号中「聴講生」を「科目等履修生、特別聴講学生」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 科目等履修生、特別聴講学生及び公開講座

第27条の見出しを「（科目等履修生）」に改め、同条第1項中「選んで聴講」を「選んで履修」に、「聴講生」を「科目等履修生」に改め、同条第2項中「聴講生」を「科目等履修生」に改める。

第28条の見出しが「（科目等履修生の入学手続）」に改め、同条第1項中「聴講生」を「科目等履修生」に、「聴講願書」を「科目等履修願書」に改め、同条第2項中「聴講生」を「科目等履修生」に改める。

第29条中「聴講した」を「科目等履修生が履修した」に、「聴講証明書」を「科目等履修証明書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特別聴講学生）

第29条の2 学長は、大学と他の大学等との間の単位互換協定に基づき大学において学科を履修しようとするものがあるときは、学期の始めに特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、学長が定める。

第31条中「又は聴講生」を「、科目等履修生又は特別聴講学生」に改める。

第32条第1項中「又は聴講生が」を「、科目等履修生又は特別聴講学生が」に、「又は聴講生として」を「、科目等履修生若しくは特別聴講学生として」に、「行なう」を「行う」に改める。

第33条中「一に」を「いずれかに」に、「又は聴講生に」を「、科目等履修生又は特別聴講学生に」に改め、同条第4号中「又は聴講生」を「、科目等履修生又は特別聴講学生」に改める。

別表第1の1の専門開放科の項中「食事計画論1」を「食事計画論1 生活環境と人間工学2 生活環境とアパレル2 生活環境とエネルギー2 生活環境と安全2 生活素材と環境（繊維科学を含む。）2」に改め、同1の備考の4を同備考の5とし、同備考の3を同備考の4とし、同備考の2の次に次のように加える。

3 生活科学科生活環境専攻の学生は、総合教育課程の演習のうち「情報機器の操作」を履修できない。

別表第1の2の生活科学科生活環境専攻の項中「生活環境と健康2」を「生活環境と健康（住居環境学を含む。）2」に改める。

別表第2の司書教諭に関する科目の項中「図書館資料論2 資料組織概説2」を「学校図書館メディアの構成2」に改める。

様式第2号中「聴講願書」を「科目等履修願書」に、「を聴講」を「を履修」に、「聴講生」を「科目等履修生」に改める。

様式第4号中「聴講証明書」を「科目等履修証明書」に、「聴講した」を「履修した」に改める。

様式第5号中「聴講生」を「科目等履修生」に改める。

（長野県短期大学学則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 長野県短期大学学則の一部を改正する規則（平成16年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第11条の3中「前2条」を「前3条」に、「学科」を「学科又は専攻科」に改め、同条を第11条の4とし、第11条の2の次に次の1条を加える。

第11条の3 第11条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、専攻科の学生が他の大学において履修し、又は短期大学若しくは高等専門学校の専攻科で学修した学科について修得した単位を、15単位を超えない範囲内で、専攻科における当該学科に相当する別表第3に規定する学科の学修により修得したものとみなすことができる。

2 第11条の規定にかかわらず、学長は、教育上有益と認めるときは、専攻科の学生が入学する前に、他の大学において履修し、又は大学若しくは短期大学の専攻科で学修した学科について修得した単位を、入学した後の専攻科における当該学科に相当する別表第3に規定する学科の学修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

附則第1項中「第11条の2の次に1条を加える改正規定」を「第11条の3の改正規定、同条を第11条の4とし、第11条の2の次に1条を加える改正規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年3月31日現在在学する者の履修すべき全学共通科目及び専門教育科目並びにこれらの学科の単位数については、第1条の規定による改正後の長野県短期大学学則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育振興課

長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫
長野県規則第38号

長野県短期大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県短期大学の授業料等に関する規則（昭和52年長野県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第4条及び別表の規則で定める者は、長野県短期大学と他の大学等の間の単位互換協定(授業料を徴収しないこととされているものに限る。)に基づき学長が入学を許可し、当該許可に基づき在学する者とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教育振興課

産業教育手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県教育委員会規則第6号

産業教育手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「文部科学大臣が行う」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による」に改め、「合格した者」の次に「を含む。」を加える。

(1) 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年長野県教育委員会規則第3号）第2条第1号

(2) 定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年長野県教育委員会規則第1号）第2条第1号

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

高校教育課

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第7号

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（個人情報取扱事務登録簿）

第2条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第1項第10号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 教育委員会事務局の他の個人情報取扱事務において収集した個人情報を利用する場合には、当該個人情報を収集した組織の名称及び当該個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報を電子計算機により処理する場合には、その旨

第3条の見出し中「の様式」を削り、同条中「第13条第1項に規定する」を「第11条第1項の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第11条第1項第4号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求をする者の電話番号

(2) 記録情報の本人の住所（開示請求をする者の住所と異なる場合に限る。）

(3) 法定代理人が開示請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別

(4) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

(5) 希望する開示の方法

第4条中「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改める。

第5条第1項中「第13条第2項に規定する」を「第11条第2項の」に、「明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるもの」を「示す書類」に改める。

第7条を削る。

第6条第1項中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第20条第2項」に改め、「それぞれ」を削り、同項第3号中「第13条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項等）

第6条 条例第19条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項及び第2項の意見書は、記録情報の開示に係る意見書（様式第3号）によるものとする。

第8条中「第17条」を「第22条」に改める。

第9条中「第19条第1項に規定する」を「第24条第1項の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第24条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求をする者の電話番号
- (2) 訂正請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
- (3) 記録情報の本人の氏名及び住所（訂正請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。）
- (4) 法定代理人が訂正請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

第10条を次のように改める。

（利用中止請求書）

第10条 条例第32条第1項の請求書は、自己情報利用中止請求書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第32条第1項第3号の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用中止請求をする者の電話番号
- (2) 利用中止請求に係る記録情報の開示を受けた場合には、その内容
- (3) 記録情報の本人の氏名及び住所（利用中止請求をする者の氏名及び住所と異なる場合に限る。）
- (4) 法定代理人が利用中止請求をする場合には、記録情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別
- (5) 前号に規定する場合において記録情報の本人が未成年者であるときは、その者の同意の有無及び同意がないときはその理由

第11条を削る。

様式第1号を次のように改める。